

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

国家公安委員会委員長 山本 順三

犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条 犯罪捜査規範（昭和三十一年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連續する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる

対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

「第一章～第四章 略」

第五章 被害（第百八十八条～第百三十六条の二）

「第六章・第七章 略」

第八章 取調べ（第百六十六条～第百八十二条の五）

第九章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第百八十二条の六・第百八十二条の七）

「第十章～第十九章 略」

附則 「略」

（捜査主任官）

第二十条 「略」

2 捜査主任官は、第十六条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課

長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。

「一～四 略」

五 前号の報告、取調べ状況報告書の確認、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生その他の方により、被疑者の取調べの状況を把握すること。

六～八 「略」

改 正 前

目次

「第一章～第四章 同上」

第五章 被害（第百八十八条～第百三十六条の二）

「第六章・第七章 同上」

第八章 取調べ（第百六十六条～第百八十二条の五）

第九章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第百八十二条の四・第百八十二条の五）

「第十章～第十九章 同上」

附則 「同上」

（捜査主任官）

第二十条 「同上」

2 「同上」

「一～四 同上」

〔号を加える。〕

五 「同上」

六～七 「同上」

八 「一号ずつ繰り下げる。」

「3・4 略」

(任意性の確保)

第一百六十八条 「1・2 略」

- 3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを行なへばならない。この場合において、午後十時から午前五時までの間に、又は一日につき八時間を超えて、被疑者の取調べを行うときは、警察本部長又は警察署長の承認を受けなければならない。

(取調べ等の録音・録画)

- 第一百八十二条の三 次の各号のいずれかに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、刑訴法第三百一条の二第四項各号のいずれかに該当する場合を除き、取調べ等の録音・録画（取調べ又は弁解の機会における被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することをいう。次項及び次条において同じ。）をしなければならない。

- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件
2 逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合であつて、その被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、必要に応じ、取調べ等の録音・録画をするよう努めなければならない。

(録音・録画状況報告書)

「3・4 同上」

(任意性の確保)

第一百六十八条 「1・2 同上」

- 3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを行なへばならない。

〔条を加える。〕

第一百八十二条の四 取調べ等の録音・録画をしたときは、速やかに録音

・録画状況報告書（別記様式第十八号）を作成しなければならない。

第一百八十二条の五 第一百八十二条の七

「略」

「条を加える。」

第一百八十二条の三 第一百八十二条の五

「二条ずつ繰り下げる。」

「同上」

別記様式第12号 (犯罪捜査規範第182条の4)

録音・録画状況報告書		年　月　日
警察署	司法警察員	殿
被疑者	に対する	警察署
取調べ	被疑事件につき、同被疑者の	司法
弁解録取	を行った際に録音・録画をした状況は、下記のとおりであるので報告する。	記
1 録音・録画年月日時	年　月　日午　時　分から	年　月　日午　時　分までの間
2 録音・録画場所		
3 録音・録画担当者		
4 その他参考事項		

(用紙 日本工業規格A4)

別記様式第18号 削除

備考
表中の「」の記載は注記である。

（通信傍受規則の一部改正）

第一条 通信傍受規則（平成十二年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

第一章 「略」

- 第二章 通信傍受の実施の手続等（第三条—第十七条）
第三章 通信傍受の記録等（第十八条—第二十八条）
第四章 補則（第二十九条）

附則

（定義）

第二条 法に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「略」
二 スポット傍受 法第十四条第一項の規定による傍受をいう。
三 第十四条外国語等通信 法第十四条第二項に規定する通信をいう。
四 外国語等傍受 法第十四条第二項の規定による傍受をいう。
五 他犯罪通信 法第十五条に規定する通信をいう。
六 他犯罪傍受 法第十五条の規定による傍受をいう。
七 令状記載再生 法第二十一条第三項の規定による再生であつて、傍受すべき通信に該当する通信に係るものを行う。
八 スポット再生 法第二十一条第三項の規定による再生であつて、傍受すべき通信に該当するかどうか明瞭かでない通信に係るものを行う。

改 正 前

目次

第一章 「同上」

- 第二章 通信傍受の実施の手続等（第三条—第十四条）
第三章 通信傍受の記録等（第十五条—第二十五条）
第四章 補則（第二十六条）

附則

（定義）

第二条 「同上」

- 一 「同上」
二 スポット傍受 法第十三条第一項の規定による傍受をいう。
三 外国語等通信 法第十二条第二項に規定する通信をいう。
四 外国語等傍受 法第十三条第二項の規定による傍受をいう。
五 他犯罪通信 法第十四条に規定する通信をいう。
六 他犯罪傍受 法第十四条の規定による傍受をいう。
〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

いう。

九 第二十二条 外国語等通信 法第二十二条第四項に規定する通信を

いう。

十 外国語等再生 法第二十二条第四項の規定による再生をいう。

十一 他犯罪再生 法第二十二条第五項の規定による再生をいう。

十二 傍受記録作成用媒体 法第二十四条第一項後段若しくは第二十

六条第二項の規定により記録をした記録媒体又は法第二十五条第三

項の規定により作成した記録媒体の複製をいう。

十三 通信記録物等 傍受の原記録以外の傍受をした通信（法第二十

一条第一項又は第二十三条第四項の規定により再生をした通信及び

これらの規定による復号により復元された通信を含む。以下この号

において同じ。）の記録をした記録媒体及びその複製その他記録の

内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面並びに傍受をし

た通信の内容の全部又は一部を要約して記載し又は記録した物又は

書面をいう。

第二章 通信傍受の実施の手続等

（令状請求の手続）

第三条 「1・2 略」

3 法第四条第三項の請求は、当該請求の相当性その他傍受令状請求書

に記載すべき事項について十分に検討してその検討結果を順を経て警

察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

4 前項の請求をするときは、当該請求が相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項（法第二十条第一項の許可の請求をする場合にあつては、第一号に掲げる事項）を明らかにする

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

七 傍受記録作成用媒体 法第十九条第一項後段の規定により記録を

した記録媒体又は法第二十条第二項の規定により作成した記録媒体

の複製をいう。

八 通信記録物等 傍受の原記録以外の傍受をした通信の記録を

記録媒体及びその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま

記録した物又は書面並びに傍受をした通信の内容の全部又は一部を

要約して記載し又は記録した物又は書面をいう。

第二章 通信傍受の実施の手続等

（令状請求の手続）

第三条 「1・2 同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

資料を添えて行わなければならない。

一 通信管理者等に関する事項

二 傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

5||

法第五条第四項後段の申立ては、当該申立ての相当性その他傍受令状請求書に記載すべき事項について十分に検討してその検討結果を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

6||

前項の申立てをするときは、当該申立てが相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

一 指定期間における傍受の実施の場所

二 指定期間以外の期間における傍受の実施の場所

7||

第一項若しくは第三項の請求又は第五項の申立てをするに当たつては、当該請求又は申立てをしようとする指定警察官（法第四条第一項の規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官をいう。以下同じ。）その他の当該事件の捜査全般の状況を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他の物を提示しなければならない。

（傍受ができる期間の延長請求の手続）

第四条 「1・2 略」

3 前条第七項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。

（捜査主任官等）

第五条 「略」

「項を加える。」

3||

第一項の請求をするに当たつては、当該請求をしようとする指定警察官（法第四条第一項の規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官をいう。以下同じ。）その他の当該事件の捜査全般の状況を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他の物を提示しなければならない。

（傍受ができる期間の延長請求の手続）

第四条 「1・2 同上」

3 前条第三項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。

（捜査主任官等）

第五条 「同上」

2 捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、再生の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括するものとする。

3 「略」

4 傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

5 「略」

(傍受指導官)

第六条 警察本部長は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務

を所掌する警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。）の課（課に準ずるもの含む。）に所属する警部以上の警察官の中から傍受指導官を指名するものとする。

2 傍受指導官は、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員に対して、適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な指導教養を行うものとする。

3 傍受指導官は、法第二十三条第一項の規定による傍受の実施及び同条第四項の規定による再生の実施に当たっては、警察通信職員と相互に緊密に連絡し、及び協力して、当該傍受の実施の場所における特定電子計算機の使用方法に関する助言その他の適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

(特定電子計算機の保管等)

第七条 特定電子計算機は、警察庁、管区警察局、東京都警察情報通信部又は北海道警察情報通信部において保管するものとする。

2 捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括するものとする。

3 「同上」

4 傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受の実施及びこれに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

5 「同上」

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

警察通信職員は、法第二十三条第一項の規定による傍受の実施に当たっては、当該傍受の実施の場所において、当該傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機の設置その他の特定電子計算機の適正な供用の開始のために必要な措置を講じなければならない。

(最小化等に関する指示)

第八条 傍受の実施 (法第二十条第一項又は第二十三条第一項第二号の規定によるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に当たっては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲げる事項について、捜査

主任官に対し、文書により指示しなければならない。

一 第十三条第五項、第六項及び第八項の規定により警察本部長が指
定する時間

〔二・三 略〕

3|| 2
〔略〕

前二項の規定は、再生の実施について準用する。この場合において
、第一項第一号中「第十三条第五項、第六項及び第八項」とあるのは
「第十四条第五項、第六項及び第八項（同条第九項の規定によりこれら
の規定の例によることとされる場合を含む。）」と、「時間」とあ
る的是「時間又は部分」と、同項第二号中「報道」とあるのは「再生
に係る通信が報道」と、「が行われている」とあるのは「に該当する
」と読み替えるものとする。

(傍受令状の記載事項の厳守)

第九条 傍受の実施又は再生の実施に当たっては、傍受令状に記載され
ている傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の
実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件そ

(最小化等に関する指示)

第六条 傍受の実施に当たっては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲
げる事項について、捜査主任官に対し、文書により指示しなければな
らない。

一 第十一条第五項、第六項及び第八項の規定により警察本部長が指
定する時間

〔二・三 同上〕

2
〔同上〕

〔項を加える。〕

(傍受令状の記載事項の厳守)

第七条 傍受の実施に当たっては、傍受令状に記載されている傍受すべ
き通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び
場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件その他傍受令状に

の他傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならない。

記載されている事項を厳格に遵守しなければならない。

(傍受日誌)

第十条 傍受の実施又は再生の実施に当たっては、逐次、法第二十七条

第一項各号若しくは第二項各号又は第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施又は再生の実施の状況を警察本部長が定める様式の書面に記載するものとする。

(通信事業者等に対する配慮)

第十二条 傍受の実施又は再生の実施(法第二十三条第四項の規定によるものを除く。)に当たっては、通信事業者等の規模、電気通信設備の概要その他の通信事業者等の事情を理解し、通信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように特に注意しなければならない。

2 電気通信設備に接続する傍受又は再生のための機器については、電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないものを使用するものとする。

(立会い)

第十二条 傍受の実施(法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定によるものを除く。)に当たっては、あらかじめ、立会人に對し、次に掲げる事項について説明しなければならない。

一 法第十三条、法第二十五条その他の立会人に係る主要な法令の規定

定

〔二・三 略〕

四 第八条第一項第一号に掲げる事項

五 法第二十五条第二項の封印の具体的方法に関する事項

(傍受日誌)

第八条 傍受の実施に当たっては、逐次、法第二十一条第一項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施の状況を警察本部長が定める様式の書面に記載するものとする。

第九条 傍受の実施に当たっては、通信事業者等の規模、電気通信設備の概要その他の通信事業者等の事情を理解し、通信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように特に注意しなければならない。

2 電気通信設備に接続する傍受のための機器については、電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないものを使用するものとする。

(立会い)

第十条 傍受の実施に当たっては、あらかじめ、立会人に對し、次に掲げる事項について説明しなければならない。

一 法第十二条、法第二十条その他の立会人に係る主要な法令の規定

〔二・三 同上〕

四 第六条第一項第一号に掲げる事項

五 法第二十条第二項の封印の具体的方法に関する事項

六 「略」

2 法第十三条第二項の規定による立会人の意見が述べられたときは、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならない。

「3・4 略」

5 前各項の規定は、法第二十一条第一項の規定による再生の実施について準用する。この場合において、第一項第一号中「法第十三条」とあるのは「法第二十一条第一項において準用する法第十三条」と、同項第三号中「傍受」とあるのは「再生」と、同項第四号中「第八条第一項第一号」とあるのは「第八条第三項において読み替えて準用する同条第一項第一号」と、同項第五号中「法第二十五条第一項」とあるのは「法第二十五条第二項」と、第二項中「法第十三条第二項」とあるのは「法第二十一条第一項において準用する法第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(スポーツ傍受)

第十三条

「1～3 略」

4 スポーツ傍受をしている場合において、次の各号に掲げる通信が行われていると認めるに至ったときは、スポーツ傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

一 「略」

二 第十四条外国語等通信 外国語等傍受

三 「略」

「5～7 略」

8 前項の規定によりスポーツ傍受を終了した時又は第十五条第二項の

六 「同上」

2 法第十二条第二項の規定による立会人の意見が述べられたときは、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならない。

「3・4 同上」

〔項を加える。〕

第十二条

「1～3 同上」

4 「同上」

(スポーツ傍受)

第十二条

「1～3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 外国語等通信 外国語等傍受

三 「同上」

「5～7 同上」

8 前項の規定によりスポーツ傍受を終了した時又は次条第二項の規定

規定により傍受を終了した時に現に行われていた通話が傍受の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間を超えて継続しており、当該傍受の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていなかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする。

(スポット再生)

第十四条 スポット再生は、スポット再生の開始時からあらかじめ設定

した時間が経過し、又はスポット再生を開始した部分からあらかじめ設定した部分までの範囲を表示すると自動的にスポット再生が中断される機能、スポット再生をしている旨を標示する機能その他スポット再生の適正を確保するための機能を有する機器を用いて行うものとする。

2 スポット再生に当たっては、犯罪の組織的背景、既に再生をされた通信の内容その他スポット再生をしている通信の該当性判断に資する事項を考慮しなければならない。

3 再生の実施をするときは、通話ごとに、スポット再生を開始するものとする。

4 スポット再生をしている場合において、当該スポット再生に係る通信が次の各号に掲げる通信のいずれかに該当すると認めるに至つたときは、スポット再生を終了し、それぞれ当該各号に定める再生を開始するものとする。

一 傍受すべき通信に該当することが明らかである通信 令状記載再生

二 第二十二条外国語等通信 外国語等再生

「条を加える。」

により傍受を終了した時に現に行われていた通話が傍受の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間を超えて継続しており、当該傍受の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていなかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする。

三 他犯罪通信 他犯罪再生

5 スポット再生を開始した場合においては、前項の規定により同項各号に定める再生を開始し、又は第七項の規定によりスポット再生を終了したときを除き、スポット再生の開始時からあらかじめ警察本部長が指定した時間内又はスポット再生を開始した部分からあらかじめ警察本部長が指定した部分までの範囲内においてスポット再生を中断しなければならない。

6 前項の規定によりスポット再生を中断した時点からあらかじめ警察本部長が指定した時間が経過した後又は同項の規定によりスポット再生を中断した部分からあらかじめ警察本部長が指定した部分までの範囲を通信の内容を知ることができない状態で表示した後において、当該スポット再生を中断した時点又は部分における当該スポット再生に係る通信と同一の通話の機会に行われた通信について法第二十条第一項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて法第二十一条第一項の規定による復号をされていないものがあり、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、スポット再生を開始するものとする。

7 スポット再生をしている場合において、当該スポット再生に係る通信が第四項各号のいずれにも該当しない通信であつて傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるものに該当すると認めるに至ったときは、直ちに、スポット再生を終了しなければならない。

8 前項の規定によりスポット再生を終了した時又は次条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定により再生を終了した時における当該再生に係る通信と同一の通話の機会に行われた通信について

、再生の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間が経過した後又は再生を終了した部分からあらかじめ警察本部長が指定した部分までの範囲を通信の内容を知ることができない状態で表示した後も、法第二十条第一項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて法第二十一条第一項の規定による復号をされていないものがあり、当該再生の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていなかつたかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット再生を開始するものとする。

9 法第二十三条第四項の規定によりその例によることとされる法第二十一条第三項の規定による再生であつて、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信に係るものについては、前各項の規定の例による。

(令状記載傍受等)

第十五条 第十三条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、当該各号に掲げる通信以外の通信であつて同項各号のいずれかに掲げるものが行われていると認めるに至つたときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

2 第十三条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、同項各号のいずれにも該当しない通信であつて傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、当該傍受を終了してスポット傍受を開始するものとし、同項各号のいずれにも該当しない通信であつて傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、傍受を終了しなければならない。

(令状記載傍受等)

第十二条 前条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、当該各号に掲げる通信以外の通信であつて同項各号のいずれかに掲げるものが行われていると認めるに至つたときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

2 前条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、同項各号のいずれにも該当しない通信であつて傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、当該傍受を終了してスポット傍受を開始するものとし、同項各号のいずれにも該当しない通信であつて傍受すべき通信に該当しないことが明らかであるものが行われていると認めるに至つたときは、直ちに、傍受を終了しなければならない。

前二項の規定は、前条第四項各号（同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）のいずれかに定める再生をしている場合について準用する。この場合において、前二項中「おいて、「とあるのは「おいて、当該再生に係る通信が」と、「が行われている」とあるのは「に該当する」と、前項中「ソフト傍受」とあるのは「ソフト再生」と、「ものとし、」とあるのは「ものとし、当該再生に係る通信が」と読み替えるものとする。

（外国語等通信についての該当性判断）

第十六条 法第十四条第二項後段又は第二十一条第四項後段（法第二十一条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断のために行う翻訳、復号又は復元及び翻訳、復号又は復元がなされた通信の内容の聴取又は閲覧は、必要最小限度の範囲で行うようしなければならない。

。

2 第十四条 外国語等通信又は第二十一条外国語等通信であつて、傍受の実施（法第二十三条第一項の規定によるものを除く。）の場所（指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められているときは、その場所）でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われたものについては、当該場所の状況を考慮して適當であると認めるときは、当該場所において立会人の立会いを得て前項の復元若しくは閲覧、法第十三条第二項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断又は傍受記録の作成を行わなければならない。

くは閲覧、法第十四条第二項後段若しくは第二十一条第四項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断又は傍受記録の作成を行わなければならない。

3 「略」

第十三条 法第十三条第二項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断のために行う翻訳、復号又は復元及び翻訳、復号又は復元がなされた通信の内容の聴取又は閲覧は、必要最小限度の範囲で行うようしなければならない。

（外国語等通信についての該当性判断）

2 外国語等通信であつて、傍受の実施の場所でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われたものについては、当該場所の状況を考慮して適當であると認めるときは、当該場所において立会人の立会いを得て前項の復元若しくは閲覧、法第十三条第二項後段の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断又は傍受記録の作成を行わなければならない。

3 「同上」

4 第一項の翻訳、復号又は復元及び聴取又は閲覧については、これらを行った者の氏名、これらが行われた年月日、傍受又は再生をされた通信のうちこれらが行われた部分その他これらが行われた状況を明らかにするために必要な事項を書面に記録しておかなければならぬ。

（相手方の電話番号等の探知等）

第十七条 法第十七条第三項又は第二十条第四項（法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による要請は、当該要請に係る通信を特定するために必要な事項を告知して行うものとする。

第三章 通信傍受の記録等

（傍受の原記録用媒体への署名等）

第十八条 法第二十五条第一項又は第二項の規定により記録媒体の封印を求めようとするときは、あらかじめ、当該記録媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第二十四条第一項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

2 法第二十六条第一項の規定による記録を終了したときは、直ちに、当該記録をした記録媒体の外面に、当該記録を終了した年月日時分及びそれが同項の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

3 「略」

（傍受記録用の複製の作成）

第十九条 法第二十五条第三項の規定による複製の作成は、傍受の実施の場所（指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められているときは、その場所）において立会人の立会いを得て行わなければならぬ。

4 第一項の翻訳、復号又は復元及び聴取又は閲覧については、これらを行った者の氏名、これらが行われた年月日、傍受をされた通信のうちこれらが行われた部分その他これらが行われた状況を明らかにするために必要な事項を書面に記録しておかなければならぬ。

（相手方の電話番号等の探知）

第十四条 法第十六条第三項の規定による要請は、当該要請に係る通信を特定するために必要な事項を告知して行うものとする。

第三章 通信傍受の記録等

（傍受の原記録用媒体への署名等）

第十五条 法第二十条第一項の規定により記録媒体の封印を求めるときは、あらかじめ、当該記録媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第十九条第一項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

「項を加える。」

2 「同上」

（傍受記録用の複製の作成）

第十六条 法第二十条第二項の規定による複製の作成は、傍受の実施の場所において立会人の立会いを得て行わなければならない。

ならない。

(傍受記録作成用媒体への署名等)

第二十条 法第二十四条第一項後段若しくは第二十六条第二項の規定による記録又は法第二十五条第三項の規定による複製の作成が終了したときは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面等の提出)

第二十一条 法第二十七条第一項又は第二十八条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

2 法第二十七条第二項又は第二十八条第二項に規定する書面の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

3 第一項の書面を裁判官に提出するときは、第十二条第三項又は第四項（同条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の意見書を添えて行わなければならない。

4 傍受の実施又は再生の実施の間に外国語等傍受又は外国語等再生（

法第二十三条第四項の規定によりその例によることとされる法第二十条第四項の規定による再生を含む。）をした場合において、当該傍受の実施又は再生の実施に関し第一項又は第二項の書面を裁判官に提出した後に当該外国語等傍受又は外国語等再生をした通信が他犯罪通信に該信に該当すると認められるに至つたときにおける当該他犯罪通信に該当すると認められる通信についての法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定により提出しなければならない書面の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

(傍受記録作成用媒体への署名等)

第十七条 法第十九条第一項後段の規定による記録又は法第二十条第二項の規定による複製の作成が終了したときは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)

第十八条 法第二十一条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

「項を加える。」

2 前項の書面を裁判官に提出するときは、第十条第三項又は第四項の意見書を添えて行わなければならない。

3 外国語等傍受をした通信について、当該外国語等傍受に係る傍受の実施の状況を記載した書面を裁判官に提出した後において、当該通信が他犯罪通信に該当すると認めるに至つたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を記載した他犯罪通信該当書（別記様式第三号）を裁判官に提出しなければならない。

(傍受調書)

第二十二条 傍受の実施をしたときは、その状況（再生の実施をしたときは、傍受の実施及び再生の実施の状況）を明らかにした傍受調書を作成しなければならない。

(傍受記録の作成)

第二十三条 傍受記録の作成は、傍受記録作成用媒体に記録されている通信のうち、法第二十九条第三項各号又は第四項各号に掲げる通信の記録を当該傍受記録作成用媒体に残し、それ以外の通信の記録を消去することにより、行うものとする。

〔2・3 略〕

4 法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定により書面を裁判官に提出した後において、傍受記録から記録を消去したときは、速やかに、通信記録消去通知書（別記様式第五号）により、当該裁判官に通知しなければならない。

(通信記録物等の作成等)

第二十四条 〔略〕

2 記録媒体に対する法第二十四条第一項後段又は第二十六条第二項の規定による記録、法第二十五条第三項の規定による複製の作成、傍受記録の作成その他通信記録物等の作成が終了したときは、速やかに、記録媒体作成調書、複製等記録媒体作成調書、複製等作成調書、傍受記録作成調書その他通信記録物等の作成の状況を明らかにした書類を作成するとともに、その旨を通信記録物等管理者に通知しなければならない。

〔3・4 略〕

(通信の当事者に対する通知)

(傍受調書)

第十九条 傍受の実施をしたときは、その状況を明らかにした傍受調書を作成しなければならない。

(傍受記録の作成)

第二十条 傍受記録の作成は、傍受記録作成用媒体に記録されている通信のうち、法第二十二条第二項各号に掲げる通信の記録を当該傍受記録作成用媒体に残し、それ以外の通信の記録を消去することにより、行うものとする。

〔2・3 同上〕

4 法第二十一条第一項の規定により書面を裁判官に提出した後において、傍受記録から記録を消去したときは、速やかに、通信記録消去通知書（別記様式第四号）により、当該裁判官に通知しなければならない。

(通信記録物等の作成等)

第二十一条 〔同上〕

2 記録媒体に対する法第十九条第一項後段の規定による記録、法第二十条第二項の規定による複製の作成、傍受記録の作成その他通信記録物等の作成が終了したときは、速やかに、記録媒体作成調書、複製等作成調書、傍受記録作成調書その他通信記録物等の作成の状況を明らかにした書類を作成するとともに、その旨を通信記録物等管理者に通知しなければならない。

〔3・4 同上〕

(通信の当事者に対する通知)

第二十五条 法第三十条第一項の書面の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

2 最高裁判所規則第十三条の書面の様式は、別記様式第七号のとおりとする。

(通知を発しなければならない期間の延長)

第二十六条 法第三十条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2 「略」

3 第一項の請求は、通知期間延長請求書（別記様式第八号）により行わなければならない。

4 「略」

(警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等)

第二十七条 警察官が保管する傍受記録に係る法第三十一条の規定による聴取、閲覧又は複製の作成については、当該傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の作成をしようとする者が法第三十条第一項の通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならない。

2 「略」

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求)

第二十八条 法第三十二条第三項の規定による聴取、閲覧又は複製の作成の請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2 「略」

3 第一項の請求は、傍受の原記録聴取等請求書（別記様式第九号）により行わなければならない。

第二十二条 法第二十三条第一項の書面の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

2 最高裁判所規則第十三条の書面の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(通知を発しなければならない期間の延長)

第二十三条 法第二十三条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2 「同上」

3 第一項の請求は、通知期間延長請求書（別記様式第七号）により行わなければならない。

4 「同上」

(警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等)

第二十四条 警察官が保管する傍受記録に係る法第二十四条の規定による聴取、閲覧又は複製の作成については、当該傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の作成をしようとする者が法第二十三条第一項の通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならない。

2 「同上」

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求)

第二十五条 法第二十五条第三項の規定による聴取、閲覧又は複製の作成の請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2 「同上」

3 第一項の請求は、傍受の原記録聴取等請求書（別記様式第八号）により行わなければならない。

4 第一項の請求をするときは、法第三十二条第三項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理由があることを疎明する検査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

第四章 補則

(通信傍受手続簿)

第二十九条 次の各号に掲げる措置を執った場合においては、通信傍受手続簿（別記様式第十号）によりその手続等を明らかにしておかなければならぬ。

【一】〔略〕

四 法第二十五条第四項又は第二十六条第四項の規定による記録媒体の提出

五 法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定による書面の提出

〔号を削る。〕

六 〔略〕

七 法第三十条の規定による通知

八 法第三十条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求

九 法第三十一条の規定により通信の当事者に傍受記録の聴取及び閲覧等をさせること

十 法第三十二条第三項の規定による請求

十一 法第三十三条第三項の規定による請求

4 第一項の請求をするときは、法第二十五条第三項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理由があることを疎明する検査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

第四章 補則

(通信傍受手続簿)

第二十六条 次の各号に掲げる措置を執った場合においては、通信傍受手続簿（別記様式第九号）によりその手続等を明らかにしておかなければならぬ。

【一】〔同上〕

四 法第二十一条第三項の規定による記録媒体の提出

五 法第二十二条第一項の規定による書面の提出

六 第十八条第三項の規定による書面の提出

七 〔同上〕

八 法第二十三条の規定による通知

九 法第二十三条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求

十 法第二十四条の規定により通信の当事者に傍受記録の聴取及び閲覧等をさせること

十一 法第三十五条第三項の規定による請求

別記様式第1号（第18条第3項関係）

※ 年 第 号
記 録 媒 体 提 出 書
年 月 日
地方裁判所 裁判官 殿
警察 司法警察員
被疑者に対する 被疑事件について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第25条第4項の規定により、下記の記録媒体を提出します。
記
1 記録媒体の種類及び数量
2 各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分
3 法第26条第1項の規定により記録をした記録媒体があるときは、その旨

（注意） 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第1号（第15条第2項関係）

※ 年 第 号
記 録 媒 体 提 出 書
年 月 日
地方裁判所 裁判官 殿
警察 司法警察員
被疑者に対する 被疑事件について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第20条第3項の規定により、下記の記録媒体を提出します。
記
1 記録媒体の種類及び数量
2 各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分

（注意） 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

別記様式第2号（第21条第1項関係）

※ 年 第 号

その 1 傳 受 実 施 状 況 書 (甲)	
年 月 日	
地方裁判所 裁判官 殿	警察 司法警察員
被疑者 傳受令状を に対する に示して、下記のとおり傳受の実施をしたので、本書面を提出します。	
記	
1 傳受令状の発付及び傳受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傳受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名	
2 被疑者の氏名	
○ 傳受の実施をした者の官公職氏名	
4 傳受の実施の対象とされた通信手段	
5 傳受の実施の方法及び場所	
6 犯罪捜査のための通信傳受に関する法律（以下「法」という。）第20条第1項の規定による通信の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに法第21条第1項の規定による暗号化信号の復号を行った通信管理者等の氏名及び職業	
7 再生の実施をした者の官公職氏名	
8 法第13条第1項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第1項の規定による立会人の氏名及び職業	
9 法第13条第2項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見	
10 法第15条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰則並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由	
11 法第14条第2項の規定により傳受をした通信又は法第21条第4項の規定により再生をした通信について法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分	

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第2号（第18条第1項関係）

※ 年 第 号

その 1 傳 受 実 施 状 況 書 年 月 日	
地方裁判所 裁判官 殿	警察 司法警察員
被疑者 傳受令状を に対する に示して、下記のとおり傳受の実施をしたので、本書面を提出します。	
記	
1 傳受令状の発付及び傳受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傳受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名	
2 被疑者の氏名	
3 傳受の実施をした者の官公職氏名	
4 傳受の実施の対象とされた通信手段	
5 傳受の実施の方法及び場所	
6 立会人の氏名及び職業	
7 犯罪捜査のための通信傳受に関する法律（以下「法」という。）第12条第2項の規定により立会人が述べた意見	
8 法第14条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰則並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由	
9 法第13条第2項の規定により傳受をした通信について法第22条第3項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分	

(注意) ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

(注意) 傅受の実施のうち法第20条第1項又は第23条第1項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傅受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その③					
記録媒体の番号		第 号			
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び終了の年月日時	傍受の根拠となつた条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			3①・14① 14②・15		

(注意) 1 傍受の実施のうち法第20条第1項又は第23条第1項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

2 傍受の根拠となつた条項欄において、「①」は法第3条第1項を、「④」は法第14条第1項を、「⑤」は法第14条第2項を、「⑥」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その③					
記録媒体の番号		第 号			
通話の開始及び終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び終了の年月日時	傍受の根拠となつた条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項	
		3①・13① 13②・14			

(注意) 傍受の根拠となつた条項欄において、「①」は法第3条第1項を、「④」は法第13条第1項を、「⑤」は法第13条第2項を、「⑥」は法第14条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その4

(注意) 1 法第20条第1項の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は全体に斜線を引くこと。

その5

再生の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を操作した年月日時	封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分	年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分

(注意) 法第21条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その6					
記録媒体の番号		第 号			
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	再生をした通信の開始及び終了の年月日時	再生の根拠となつた旨	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			21③該・21④ 21⑤・21⑥		

(注) 1 法第21条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

2 再生の根拠となつた欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第21条第3項を、「21④」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第21条第3項を、「21⑤」は法第21条第4項を、「21⑥」は法第21条第5項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

※ 年 第 号

その1 傍 受 実 施 状 況 書 (乙)		年 月 日
地方裁判所 裁判官 氏名		
警察 司法警察員		
被疑者 傍受令状を ます。	に対する に示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、本書面を提出しま す。	被疑事件につき、本取扱は、 記
1 傍受令状の交付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を交付した裁 判官が所属する裁判所名		
2 被疑者の氏名		
3 傍受の実施をした者の官公職氏名		
4 傍受の実施の対象とされた通信手段		
5 傍受の実施の方法及び場所		
6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「法」という。)第23条第1項の規定によ る通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業		
7 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項		
8 再生の実施をした者の官公職氏名		
<input type="checkbox"/> 法第15条に規定する通信について(各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪 の罪名及び罰金並びに当該通信が同条に規定する通信に該当するなど認めた理由		
10 法第14条第2項の規定により傍受をした通信又は法第28条第4項の規定によりての例によることと される法第21条第4項の規定により再生をした通信について法第29条第5項の規定により通信の記録 を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日及び消去した部分		

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

〔様式を加える。〕

その 2

(注意) 法第23条第1項第1号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その3

記録媒体の番号		第 号			
通話 番号	通話の開始及び 終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び 終了の年月日時	傍受の根拠 となつた 事項	通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足りる事項
			3①・14① 14②・15		

(注意) 1 法第23条第1項第1号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかつた場合は、全体に斜線を引くこと。

2 傍受の根拠となつた事項欄において、「③」は法第3条第1項を、「14①」は法第14条第1項を、「14②」は法第14条第2項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その4

傍受の実施の開始又は再開の年月日時		傍受の実施をしている間の通話の開始年月日時		復号をした暗号化信号、復号をする前に消去した暗号化信号又はそれ以外の暗号化信号の別	その他対応する部分を特定するに足りる事項
開始	年 月 日 午 時 分	開始	年 月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		
開始	月 日 午 時 分	開始	月 日 午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それ以外の暗号化信号	
終了	月 日 午 時 分	終了	月 日 午 時 分		

(注意) 1 法第23条第1項第2号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

2 口印のある欄については、該当の口内にレ印を付すこと。

(注意) 法第23条第4項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その6					
記録媒体の番号		第 号			
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	再生をした音の開始及び終了の年月日時	再 生 の 根 拠 と な っ た 事 項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			21③該・21③ 21④・21⑤		

(注意) 1 法第23条第4項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

2 再生の根拠となった案件欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第3項を、「21④」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第3項を、「21⑤」は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第4項を、「21⑥」は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第5項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

別記様式第4号（第21条第4項関係）

※ 年 第 号
他 犯 罪 通 信 該 当 書
年 月 日
地方裁判所 裁判官 殿
警察 司法警察員
被疑者 に対する 被疑事件について、 年 月 日 地方裁判所 裁判官 に対し、 傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項の規定により傍 受をした通信又は法第21条第4項（法第23条第4項の規定によりその例によることとされる場 合を含む。）の規定により再生をした通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めるに至 ったので、本書面を提出します。
記
1 当該通信の開始及び終了の年月日時分
2 当該通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
3 当該通信に係る犯罪の罪名及び罰則並びに当該通信が法第15条に規定する通信に該当する と認めた理由

（注意）※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

別記様式第3号（第18条第3項関係）

※ 年 第 号
他 犯 罪 通 信 該 当 書
年 月 日
地方裁判所 裁判官 殿
警察 司法警察員
被疑者 に対する 被疑事件について、 年 月 日 地方裁判所 裁判官 に対し、 傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、犯 罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第13条第2項の規定により傍受を した通信が法第14条に規定する通信に該当すると認めるに至ったので、本書面を提出します。
記
1 当該通信の開始及び終了の年月日時分
2 当該通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
3 当該通信に係る犯罪の罪名及び罰則並びに当該通信が法第14条に規定する通信に該当する と認めた理由

（注意）※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

別記様式第5号 (第23条第4項関係)

※ 年 第 号
通 信 記 録 消 去 通 知 書
年　月　日
<p>地方裁判所 裁判官 殿</p> <p>警察 司法警察員</p> <p>被疑者(被告人) に対する 被 事件について、年 月　日 地方裁判所 裁判官 に対し、 傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、傍受記録から通信の記録を消去したので、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 その記録が消去された傍受記録 別添傍受記録作成調書の写しに係る傍受記録</p> <p>2 消去した年月日時</p> <p>3 消去した部分</p> <p>4 消去事由</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「法」という。)第27条第3項又は第28条第3項において準用する法第33条第3項の規定による命令により消去</p> <p><input type="checkbox"/> 法第29条第5項の規定により消去</p> <p><input type="checkbox"/> 法第33条第3項の規定による命令により消去</p> <p><input type="checkbox"/> 法第33条第4項の規定により消去</p>

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 □印のある欄については、該当の□内に印を付すこと。

別記様式第4号 (第20条第4項関係)

※ 年 第 号
通 信 記 録 消 去 通 知 書
年　月　日
<p>地方裁判所 裁判官 殿</p> <p>警察 司法警察員</p> <p>被疑者(被告人) に対する 被 事件について、年 月　日 地方裁判所 裁判官 に対し、 傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、傍受記録から通信の記録を消去したので、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 その記録が消去された傍受記録 別添傍受記録作成調書の写しに係る傍受記録</p> <p>2 消去した年月日時</p> <p>3 消去した部分</p> <p>4 消去事由</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「法」という。)第21条第2項において準用する法第26条第3項の規定による命令により消去</p> <p><input type="checkbox"/> 法第22条第3項の規定により消去</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第3項の規定による命令により消去</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第4項の規定により消去</p>

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 □印のある欄については、該当の□内に印を付すこと。

別記様式第5号（第25条第1項関係）

傍 受 通 知 書
年　月　日
署
警察 司法警察員
<p>下記のとおり通信の傍受をし、傍受記録を作成したので、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）<u>第30条</u>の規定により、同記録に記録されている通信の当事者であるあなたに通知します。</p> <p>記</p> <p>1 通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名</p> <p>2 傍受令状の発付の年月日</p> <p>3 傍受の実施の開始及び終了の年月日</p> <p>4 傍受の実施の対象とした通信手段</p> <p>5 傍受令状に記載された罪名及び罰金</p> <p>6 法<u>第15条</u>に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰金</p> <p>7 法第32条第3項の複製を作成することの許可があった旨及びその年月日</p> <p>8 傍受記録の聴取等に関する通知事項 この通知を受けた通信の当事者は、法第31条の規定による傍受記録の聴取若しくは閲覧又は複製の作成及び法第32条第1項の規定による傍受の原記録の聴取若しくは閲覧又は複製の作成の許可の請求並びに法第33条第1項又は第2項の規定による不服申立てをすることができます。</p>

（注意） 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第5号（第22条第1項関係）

傍 受 通 知 書
年　月　日
署
警察 司法警察員
<p>下記のとおり通信の傍受をし、傍受記録を作成したので、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）<u>第23条</u>の規定により、同記録に記録されている通信の当事者であるあなたに通知します。</p> <p>記</p> <p>1 通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名</p> <p>2 傍受令状の発付の年月日</p> <p>3 傍受の実施の開始及び終了の年月日</p> <p>4 傍受の実施の対象とした通信手段</p> <p>5 傍受令状に記載された罪名及び罰金</p> <p>6 法<u>第14条</u>に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰金</p> <p>7 法第25条第3項の複製を作成することの許可があった旨及びその年月日</p>

（注意） 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第7号 (第25条第2項関係)

※ 年 第 号

通信当事者に対する通知に関する通知書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者(被告人)

に対する

被 事件について、

本署は、

年 月 日、別添傍聴通知書の写しのとおり、傍聴記録

に記録されている通信の当事者に通知したので、通知します。

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第5号 (第22条第2項関係)

※ 年 第 号

通信当事者に対する通知に関する通知書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者(被告人)

に対する

被 事件について、

本署は、

年 月 日、別添傍聴通知書の写しのとおり、傍聴記録

に記録されている通信の当事者に通知したので、通知します。

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第8号（第26条第3項関係）

※ 年 第 号
通 知 期 間 延 長 請 求 書
年 月 日
<p>地方裁判所 裁判官 殿</p> <p>警察 司法警察員</p> <p>被疑者（被告人）に対する 取り扱い記録に記載されている通信の当事者 事件について、下記のとおり に対する通知を発しなければならない期間の延長を請求する。</p> <p>記</p> <p>1 傷受の実施を終了した年月日 年 月 日</p> <p>2 犯罪捜査のための通信傷受に関する法律第30条第2項本文に規定する期間が経過した後に、通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった場合は、その旨、及び通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった年月日</p> <p>3 前に延長された期間 始期 年 月 日 終期 年 月 日（ 日間）</p> <p>4 延長を求める期間 始期 年 月 日 終期 年 月 日（ 日間）</p> <p>5 通知によって捜査が妨げられるおそれがあることを認めるべき事由</p>

（注意） 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第7号（第23条第3項関係）

※ 年 第 号
通 知 期 間 延 長 請 求 書
年 月 日
<p>地方裁判所 裁判官 殿</p> <p>警察 司法警察員</p> <p>被疑者（被告人）に対する 取り扱い記録に記載されている通信の当事者 事件について、下記のとおり に対する通知を発しなければならない期間の延長を請求する。</p> <p>記</p> <p>1 傷受の実施を終了した年月日 年 月 日</p> <p>2 犯罪捜査のための通信傷受に関する法律第23条第2項本文に規定する期間が経過した後に、通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった場合は、その旨、及び通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった年月日</p> <p>3 前に延長された期間 始期 年 月 日 終期 年 月 日（ 日間）</p> <p>4 延長を求める期間 始期 年 月 日 終期 年 月 日（ 日間）</p> <p>5 通知によって捜査が妨げられるおそれがあることを認めるべき事由</p>

（注意） 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第8号 (第28条第3項関係)

※ 年 第 号

傍 受 の 原 記 録 聽 取 等 請 求 書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者(被告人) に対する 被 事件について、下記のとおり
年 月 日 提出した傍受の原記録の開 聽 取
複製の作成 覧をすることの許可を請求する。

記

1 聽取、閲覧又は複製の作成を求める部分を特定するに足りる事項

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第32条第3項に規定する聽取、閲覧又は複製の作成の理由が存在すると認められる事由

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第8号 (第25条第3項関係)

※ 年 第 号

傍 受 の 原 記 録 聽 取 等 請 求 書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者(被告人) に対する 被 事件について、下記のとおり
年 月 日 提出した傍受の原記録の開 聽 取
複製の作成 覧をすることの許可を請求する。

記

1 聽取、閲覧又は複製の作成を求める部分を特定するに足りる事項

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第25条第3項に規定する聽取、閲覧又は複製の作成の理由が存在すると認められる事由

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第10号（第29条関係）

その1	
番号	第号
請求に係る本部長承認年月日時	年月日午時
傍受の実施の対象とすべき通信手段	
請求者の官公職氏名	
発年月日時分	年月日午時分
付裁判官の氏名	
有効期間	年月日まで
令状の傍受ができる期間	日間
一時的保存を命じて行う道言 傍受又は特定電子計算機を用いる測定傍受の許可を受けている場合はその旨	
遅延年月日	年月日
遅延者返還者の官公職氏名	
傍受の年月日時分	年月日午時分
処分の着手者若手者の官公職氏名	
請求に係る本部長承認年月日時	年月日午時
請求者の官公職氏名	
延長年月日時分	年月日午時分
延長した裁判官の氏名	
延長後の傍受ができる期間	年月日まで
請求に係る本部長承認年月日時	年月日午時
請求者の官公職氏名	
延長年月日時分	年月日午時分
延長した裁判官の氏名	
延長後の傍受ができる期間	年月日まで
備考	

別記様式第9号（第28条関係）

その1	
番号	第号
請求に係る本部長承認年月日時	年月日午時
傍受の実施の対象とすべき通信手段	
請求者の官公職氏名	
発年月日時分	年月日午時分
付裁判官の氏名	
有効期間	年月日まで
傍受ができる期間	日間
遅延年月日	年月日
遅延者返還者の官公職氏名	
傍受の年月日時分	年月日午時分
処分の着手者若手者の官公職氏名	
請求に係る本部長承認年月日時	年月日午時
請求者の官公職氏名	
延長年月日時分	年月日午時分
延長した裁判官の氏名	
延長後の傍受ができる期間	年月日まで
請求に係る本部長承認年月日時	年月日午時
請求者の官公職氏名	
延長年月日時分	年月日午時分
延長した裁判官の氏名	
延長後の傍受ができる期間	年月日まで
備考	

その2			
裁判官への記録媒体への傍受の原記録の提出	提出年月日時	年月日午 時	
	提出を受けた裁判官の氏名		受領印
	番号	提出した記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	
	年月日午 時 分から	年月日午 時 分まで	

その2				
裁判官への記録媒体への傍受の原記録の提出	提出した記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分	年月日午 時 分から		
	年月日午 時 分まで			
	提出年月日時	年月日午 時		
	提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
	傍受記録を作成した年月日	年月日		
通信の当事者に対する通知	傍受記録に記録されている通信の当事者	通知を発しなければならない期間	通知をした年月日	備考
		年月日まで	年月日	

- (注意)
- 通信の当事者が特定できないときは、傍考欄に当該通信の記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項その他当該当事者の特定に資する事項を記載し、特定できた時点で、傍受記録に記録されている通信の当事者欄に特定できた年月日及び特定に係る事項を記載すること。
 - 通信の当事者の所在が明らかでないときは、傍考欄にその旨を記載し、明らかになった時点で、同欄に明らかになった年月日及び明らかになった旨を記載すること。
 - 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第23条第2項ただし書(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定により期間が延長されたときは、傍考欄に延長された後の通知を発しなければならない期間を記載すること。

その③					
番号		傍受記録を作成した年月	年 月 日		
通 信 の 当 事 者 に 対 す る 通 知	傍受記録に記録され ている通信の当事者	通知を発しなければ ならな い期 間	通知をした年月日	備 考	
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		
		年 月 日まで	年 月 日		

(注意)

- 1 番号欄には、その②の番号欄に対応する番号を記載すること。
- 2 通信の当事者が特定できないときは、備考欄に当該通信の記録媒体中の記録箇所を
特定するに足りる事項その他の該当事者の特定に関する事項を記載し、特定できた時
点で、傍受記録に記録されている通信の当事者欄に特定できた年月日及び特定に係る
事項を記載すること。
- 3 通信の当事者の所在が明らかでないときは、備考欄にその旨を記載し、明らかになっ
た時点での該当事者の所在を記載すること。
- 4 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第30条第2項ただし書(同条第3項後段に
おいて準用する場合を含む。)の規定により期間が延長されたときは、備考欄に延長
された後の通知を発しなければならない期間を記載すること。

その④					
第	提 出 者 の 官 公 職 氏 名				
傍 受 回	提 出 年 月 日	年 月 日			
実 施 状 回	提出を受けた裁判官の氏名				
況 書	第 提 出 者 の 官 公 職 氏 名				
	提 出 年 月 日	年 月 日			
	回 提 出 を受けた裁判官の氏名				
他 犯 罪 通 信 該 當 書	第 提 出 者 の 官 公 職 氏 名				
	提 出 年 月 日	年 月 日			
	回 提 出 を受けた裁判官の氏名				
	第 提 出 者 の 官 公 職 氏 名				
	提 出 年 月 日	年 月 日			
	回 提 出 を受けた裁判官の氏名				

その4				
傳 受 回	提出者 の 官 公 職 氏 名			
	提 出 年 月 日	年 月 日		
実 施 状 回	提出を受けた裁判官の氏名	受領印		
	提出者 の 官 公 職 氏 名			
況 書 回	提 出 年 月 日	年 月 日		
	提出を受けた裁判官の氏名	受領印		
他 犯 罪 通 信 該 當 書 回	提出者 の 官 公 職 氏 名			
	提 出 年 月 日	年 月 日		
第 二 回 提 出 申 請 書 回	提出を受けた裁判官の氏名	受領印		
	提出者 の 官 公 職 氏 名			
提 出 申 請 書 回	提 出 年 月 日	年 月 日		
	提出を受けた裁判官の氏名	受領印		

その4			
通知を発しなければならない期間の請求	番 号	第 号	第 号
	通知に係る通信の当事者		
第 一 回 延 長 の 請 求 回	諸求に係る本部長承認年月日	年 月 日	年 月 日
	諸求者 の 官 公 職 氏 名		
延 長 の 請 求 回	延 長 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	延長した裁判官の氏名		
延 長 の 請 求 回	延長後の通知を発しなければならない期間	年 月 日まで	年 月 日まで
	諸求に係る本部長承認年月日	年 月 日	年 月 日
第 二 回 延 長 の 請 求 回	諸求者 の 官 公 職 氏 名		
	延 長 年 月 日	年 月 日	年 月 日
延 長 の 請 求 回	延長した裁判官の氏名		
	延長後の通知を発しなければならない期間	年 月 日まで	年 月 日まで
備 考			

その5			
通 知 を 発 し な け れ ば な ら な い 期 間 の 延 長 の 諸 求	番 号	第 号	第 号
通知に係る通信の当事者			
第 回	請求に係る本部長承認年月日	年 月 日	年 月 日
請求者の官公職氏名			
延 長 の 第 回	延長年月日	年 月 日	年 月 日
延長した裁判官の氏名			
延 長 の 第 回	延長後の通知を差ししない期間	年 月 日まで	年 月 日まで
第 回	請求に係る本部長承認年月日	年 月 日	年 月 日
請求者の官公職氏名			
延 長 の 第 回	延長年月日	年 月 日	年 月 日
延長した裁判官の氏名			
延 長 の 第 回	延長後の通知を差ししない期間	年 月 日まで	年 月 日まで
備 考			

その5		
審 査 官 が 保 管 す る 傳 受 記 録 の 聴 取 及 び 閲 覧 等	番 号	第 号
傳受記録を特定するに足りる事項		
通信の当事者		
通信の当事者であることを確認した方法		
聴取等をさせた通信を特定するに足りる事項		聴取等の別
		聴取・閲覧・複製の作成
聴取等をさせた年月日時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
聴取等をさせた場所		
備 考		

(注意) 聽取等の別欄には、該当するものに丸印を付けること。

その5

警察官が保管する傍受記録の複数及び閲覧等	番号	第号
	傍受記録を特定するに足りる事項	
	通信の当事者	
	通信の当事者であること を確認した方法	
	聴取等をさせた通信を特定するに足りる事項	聴取等の別
		聴取・閲覧・複製の作成
聴取等をさせた年月日時	年　月　日　午　時　分から 午　時　分まで	
聴取等をさせた場所		
備考		

(注) 聽取等の別欄には、該当するものに丸印を付けること。

その5

傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求	番号	第号	第号
	請求に係る本部長承認年月日	年　月　日	年　月　日
	請求者の官公職氏名		
	請求に係る部分を 特定するに足りる事項		
	請求の年月日	年　月　日	年　月　日
	許可した裁判官の氏名		
	備考		

備考

表中の「」の記載は注記である。

その7

傍 聴 の 原 記 録 の 賛 取 及 び 開 聴 等 の 請 求	番 号	第 号	第 号
	請求に係る本部長承認年月日	年　月　日	年　月　日
	請求者の官公職氏名		
	請求に係る部分を特定するに足りる事項		
	請求の年月日	年　月　日	年　月　日
	許可した裁判官の氏名		
備　考			